

別記の災防団体の長 あて

新潟労働局長

「新潟県労働災害防止緊急取組強化期間」の実施について（要請）

日頃より労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年の新潟県内の死亡労働災害は 16 人（令和 6 年 10 月 10 日時点）となり、令和 5 年 1 年間の死亡労働災害（14 人）を上回るという憂慮すべき事態となっています。

また、令和 6 年の新潟県内の休業 4 日以上之死傷災害は 1,739 人（9 月末現在）と前年より 4.1%（- 75 人）減少していますが、前年同月比の減少幅は月を追うごとに縮小しています。

このため、新潟労働局では、急増する死亡労働災害に歯止めをかけるため、令和 6 年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間を「新潟県労働災害防止緊急取組強化期間」に設定し、労働災害防止対策等の取組の強化を図ることとしました。

労働災害防止対策には常日頃よりお取組いただいていることと存じますが今一度、点検・見直しを行い、以下の取組を徹底いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴職におかれましても本強化期間の趣旨をご理解いただくとともに別添リーフレット等を活用し、会員事業場等の関係者に対し周知していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

## 記

### 1 共通事項

- (1) 安全管理者（安全衛生推進者）、作業主任者にその職務を確実に実行させること

( 2 ) 安全衛生教育の実施等

- ア 特別教育の実施を必要とする危険又は有害業務に従事させる労働者に特別教育を確実に実施すること。
- イ 作業手順書、作業マニュアル等を作成・整備し、当該作業手順どおりに作業が行われるよう徹底すること。
- ウ 雇入れ時及び作業内容変更時並びに新規入場者に安全衛生教育を確実に実施すること。

( 3 ) 指差し呼称や共同作業時の合図による確認作業を行うこと。

( 4 ) クレーン等資格を必要とする業務について有資格者を確実に配置することにより無資格者が就業することのないよう徹底すること。

2 死亡労働災害の状況を踏まえた労働災害防止対策等

( 1 ) 高所作業における墜落・転落防止措置の確実な実施、墜落制止用器具の適切な使用を徹底すること。

( 2 ) 交通誘導に従事する労働者の交通事故防止対策を講じること。

( 3 ) 車両系建設機械等の運転中における転倒及び転落防止対策、周辺の労働者との接触防止対策等車両系建設機械等の安全対策を徹底すること。

( 4 ) 貨物自動車の荷台又は荷の上での作業において墜落・転落防止対策を講じること。

( 5 ) 作業内容に応じた適正な服装、保護帽、墜落制止用器具等を選択し使用させること。

( 6 ) 機械・設備・玉掛用具等の定期点検、日常点検を確実に実施すること。

## 別記

(一社)新潟県労働基準協会連合会

建設業労働災害防止協会新潟県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会新潟県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会新潟県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会日本海総支部新潟県支部

(一社)燕西蒲労災防止協会

(一社)新潟県労働衛生医学協会

(一社)日本ボイラ協会 新潟支部

(一社)日本クレーン協会 新潟支部

(公社)建設荷役車両安全技術協会新潟県支部

独立行政法人労働者健康安全機構新潟産業保健総合支援センター

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 新潟県支部